

令和7年国東市農業委員会 第4回（4月）総会議事録

1. 開催日 令和7年4月10日（木）午後2時00分～
2. 開催場所 国東市役所 201会議室
3. 出席委員 14名出席
4. 欠席委員 ●番 ●●委員
5. 議事日程
 - 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第22号 農用地利用集積計画について
 - 議案第23号 農用地利用配分計画について
 - 議案第24号 農地法の規定による非農地証明の交付について
 - 議案第25号 令和7年度最適化活動の目標の設定について
6. 報告事項
 - 非農地の取消について
7. 協議事項
 - 農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議について
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和7年第4回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 本日は、●番 ●●委員が欠席で、在任委員総数15名中14名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは●●会長にご挨拶をお願いし、引き続き総会の議事進行をお願いします。</p>
●●	<p>(●●あいさつ)</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名ですが、●番の●●委員、●番の●●委員に指名をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をしてください。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
●●	<p>議案第19号農地法第3条の規定による許可申請で、申請番号は15番、16番、17番、18番、19番、20番、一括説明をいたしました。ご意見をいただきたいと思います。何かご意見ありますか？</p>
●●委員	<p>申請番号19番、これ私が担当したんですが、これは空き家バンクに付随していた畑です。</p> <p>届け出があった時に、●●の行政書士の方を通じて申請がきたのですが、本人がすぐ近所にいますが場所も適当に自分のところに来たんです、「航空写真でいいか？」と。</p> <p>「いやちょっと現地を確認させてください。」と言ったんですが、本人が忙しいからということで、「じゃあ私は知りませんよ。」と。でも最終的には本人と見たんですが、結局、前任の市担当者と一緒に現場確認しました。「維持管理している。」としていますが、しているようには見えませんでした。本人の家の目の前にある畑なんです。だから実際に行って「ちゃんと管</p>

理して下さいよ。」ということでサインしました。「何か書いてくれ。」と言われましたが、今の状態では書けないので、後は事務局にお任せします、ということで事務局の方にお任せしました。

空家バンクで来て、家は欲しいけど田畑はいらないという感じですが。ちゃんとまちづくり推進課にも話をし、「ちゃんと管理をするように。」ということで、空家バンクもそういう話をしして下さい、というのはお願いしました。

ちゃんと本人にはきつく「管理してください。」ということはいいました。以上です。

●●

はい、●●委員さんの方から詳しくご説明いただきました。

空き家バンクについては、農地を云々というのは、昔は農業してない人がなかなか農地を取得できなかった。

今は、農地はどなたでも1平米でもできるように変わってきて、昔、空き家バンクの分だけは特別認可を受けられるようにもなっていました。

今詳しく説明いただいたのですが、その他のところで何かご質疑ご意見等ございませんか。

何でも結構です。最初ですから、わからないことがあったら遠慮せずに、ご質問等いただきたいと思います。

特にご意見、ご質疑ありませんか。

(意見・質疑なし)

●●

はい、無いようでありますので議案第19号につきましては、賛成の方については挙手をお願いします。

(全員挙手)

●●

はい、全会一致で承認をいただきました。

それでは、続きまして議案第20号農地法第4条による許可申請について説明をしてください

事務局

(資料に沿って説明)

●●

はい、農地法第4条申請番号1番、2番一括説明をいたしました。

両方、始末書がついている内容であります。ご意見御質疑等

	<p>頂きたいと思います。</p> <p>申請番号1は、この前、再提案してもらうことになってた件ですね？どこが変わったんですか？</p> <p>事務局 始末書を詳しく書き直して頂きました。</p> <p>●●</p> <p>こういう始末書をそれぞれ付けているんですが、ご覧いただいてご意見等いただきたいと思います。</p> <p>申請番号1番は3,000㎡以上ですので、この総会で承認を頂いたら、県の方で常設審議会にかける内容になっております。</p> <p>●●</p> <p>これは前回、榊が5年で出荷できる、ということでしたよね？確か。</p> <p>なので、その5年経ってるのにどうして出荷してないのか？ということで保留にしたら、今回は「7年から10年かかるので、まだ出来ないんです。」ということで、全部信じれば1番はいいです。</p> <p>●●</p> <p>1番は前回、3月の総会にかけたけど、もうちょっと検討する必要があるんじゃないかということで今日改めてご提案したもので、今、●●の方から補足説明を頂きました。</p> <p>●●</p> <p>2番の始末書の中身で、2ページ目のコンクリート舗装の追認は慎重審議、と書いてあるんですが、1ページ目の1番、「令和2年4月の農地法申請で農地を取得しました。その際、農業用倉庫がありましたが無届けであることは知りませんでした。」と・・・</p> <p>無届けであったことを知らずに取得したって・・・農業委員会が許可出してるんですよね。それって本来許可出すべきではないですよね？</p> <p>●●さんの始末書じゃなくて、農業委員会の始末書がいるのではないですか？ 当時の経緯とかをきちんと調べて、こういうふうなミスがないようにしないといけないと思います。</p> <p>●●</p> <p>それについては何か論議があったんですか？</p> <p>事務局 本来ならこの時点、3条が出た時点で、●●が言ったように調べておくのが必要だったと思います。</p>
--	---

●●	当時の担当者が対応していますが。
事務局	当時の経過等も確認しておきます。今後再発がないように、農業委員会事務局として現地確認は徹底します。
●●	農業委員会事務局が間違えるようなことは問題です。
●●	これはきちんと調べた方がいいと思います。
事務局	その当時の申請を調べます。
●●	5年前からまだ記録が残っていると思うんです。
●●	はい、どうぞ。
●●委員	農業用倉庫があるということは、税金を納めているはずですよ ね？ 税務課への連絡はしていますか？
●●	連絡はしていません。
●●	税務課は税務課で処理をしていると思います。
●●委員	本人も認識すると思います。税金がかかってなければ届けがな い、と。
●●	税務課の届けではなく、農地法上の届け出が必要です。 税務課は把握していると思います。
事務局	令和2年、現地確認をしていないことも考えられますので当時 の資料を確認をします。
●●	この件については今回は保留しておきましょうか？
●●	申請者さん自体は問題ないと思います。
●●	そうすると、この当時の状況を事務局として調べてください。 本日の処理についてはどうしますか？

●●	申請者は問題ないと思います。
●●	事務局としては当時の経過を調べて下さい。
事務局	調査して、次回の総会で報告いたします。
●●	他に、ご意見等ございませんか？それでは、議案第 20 号につきましても、賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
●●	全会一致で承認いただきました。 次に議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局から説明願います。
事務局	(資料に沿って説明)
●●	農地法第 5 条の申請です。 申請番号 8 番、9 番一括して説明がありました。 8 番については、始末書が添付されておりますし、9 番につきましては、この総会で承認されれば県の常設審議会にかける内容になっています。ご意見・御質疑等頂きたいと思えます。
●●	議案では 1296-8、図面では 1296-6、どっちが正しいんですか？確認して、議案が違ったら修正してください。
事務局	1296-8 ですので、議案の方が正しいです。
●●	議案第 21 号農地法第 5 条の許可申請について、承認いただける方は挙手を願います。 (全員挙手)
●●	はい、全会一致で承認を頂きました。 それでは、議案第 22 号、農用地利用集積計画について説明してください。
事務局	(資料に基づき説明)

●●	議案第 22 号、農用地利用集積計画について、詳細につきましては、6 ページ、7 ページ、8 ページに記載している内容であります。ご質疑等ありませんか？
●●委員	利用権の設定は以前、10 年縛りだったけども、今は何年でもいいのですか？
事務局	農地中間管理事業によるものは基本的には 10 年です。何か事情があれば 5 年でもできますが、その他の年数では契約は出来ません。
●●委員	わかりました。
●●	<p>その他、ご意見ご質疑等よろしいですか？</p> <p>それでは、議案第 22 号農用地利用集積計画について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
●●	はい、全会一致で承認を頂きました。
●●	<p>それでは、議案第 23 号農用地利用配分計画について説明願います。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
事務局	
●●	<p>議案第 23 号農用地利用配分計画については、農地中間管理事業分ではありますが、詳細については、10 ページ、11 ページ、12 ページ、13 ページまでの内容ではありますが、ご質疑等ありませんか？</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
●●	<p>ないようですので、議案第 23 号農用地利用配分計画について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
●●	はい、全会一致で承認いただきました。

	次に、議案第 24 号、農地法の規定による非農地証明について説明して下さい。
事務局	(資料に基づき説明)
●●	はい、議案第 24 号について、ご意見・御質疑ありますか？
●●	●●会社が田を持ってたんですか？ ●●さん個人じゃなくて、●●なんですか？ 一般的に考えて、適格法人しか購入できないのですが、昔は、一般企業も購入できたのでしょうか？。
●●	昔は、適格法人の要件が難しくなかったんでしょう。
●●	昔は、●●会社でも農地を購入できたということですか。
●●委員	昔からお米を作っています。
●●	所有者は●●で間違いないんですか？
●●委員	間違いない。杵築法務局で謄本もとっています。
●●	一般企業が昔は購入できたのかが気になります。 非農地は問題ないです。
●●	非農地の交付については、全会一致でよろしいですか？ 全会一致で承認をいただきました。
●●	では、議案第 25 号です。
事務局	議案第 25 号は別に資料を配布してます。 令和 7 年度活動目標設定ということで、毎年年度初めに目標を設定いたしまして総会で審議頂いております。 最適化の目標ということで、2 番の追加目標の②の目標のところですが、令和 15 年度までに市内農地の 80%を集積しようということで目標を立てております。 以上です。
●●	去年は、目標に対して実績はどれくらいだったのですか？

<p>事務局</p> <p>●●</p>	<p>令和6年度の実績は今、集計中です。</p> <p>令和7年度最適化活動の目標の設定ということでありませぬ。最適化活動の活動した実績は出ませぬか？</p>
<p>事務局</p> <p>●●</p>	<p>今手元に資料がござりませぬが、それぞれの委員さんの活動時間に実績は確認してございます。</p> <p>認定農業者とか基本構想のデータは、どういふものから確認しましたか？</p>
<p>事務局</p> <p>●●</p>	<p>農業委員会調べ、としてございます、資料は農政課から頂いたものです。</p> <p>はい、今令和7年度の最適化活動の目標ということて説明いたしましたが、何かご意見・御質疑等ござりませぬか？</p>
<p>事務局</p> <p>●●</p>	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>はい、ないようでありませぬから、議案第25号についても賛成の方は挙手を願ひませぬ。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>事務局</p> <p>●●</p>	<p>はい、では全会一致で承認いただきました。</p> <p>以上で本日の議事については、終わりました。</p> <p>次に、6番の報告事項について、報告してございませぬ。</p>
<p>事務局</p> <p>●●</p>	<p>(資料に沿って説明)</p> <p>「取消」といふのは本人からの要望ですか？それでは報告事項は1件でございませぬ。</p> <p>それでは、協議事項について説明してございませぬ。</p>
<p>事務局</p> <p>●●</p>	<p>(資料に沿って説明)</p> <p>「農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議」についてたゞいませぬ説明いたしたところでありませぬ。ご質疑等あればお</p>

	伺います。
●●	新しい委員の方も多いので、なぜ事前協議が必要なのか、説明していただけないか？
事務局	(説明)
●●	農振の委員はどなたでしたか？
●●	農振除外は農政課がします。それに諮ってよいか、非農地にできるかどうかを農業委員会総会で審議します。
●●	「農業委員会では非農地にするのが適当である。」と審議されたという話をするためです。
●●委員	委員だけで現地確認に行って判断するのですか？
●●	それは農政課の管轄です。
●●	現地は必ず行っているのですか？
●●委員	自分は農振除外の委員に初めて任命されたから、よく聞いとかなないと、と思っています。
●●	4名の委員はどなたですか？
	(挙手)
●●	はい、わかりました。
●●	次回に非農地証明したら、その審議会に間に合わないから、事前協議ということでもいいですか？
●●	一応論議しておくということではないんですか？
●●委員	それで農政課の方から県にあげるんでしょう？はい、わかりました。その都度教えてください。
●●	よろしいですか？その他について、事務局よりお願いします。

事務局

「信頼される農業委員会であるために」ということで、この資料で簡単にご説明いたします。

(説明)

事務局からは以上です。

●●

みなさん方、せっかくの機会ですので、何か質疑等ございませんか？

(意見・質疑無し)

●●

では副会長よりご挨拶いたします。

●●

このメンバーで初めての定期総会ということで、これから3年間お願いしたいと思います。

それではこれもちまして、第4回の総会を閉会したいと思います。本日はありがとうございました。

議.....長

議事録署名委員.....

議事録署名委員.....